

# 関西労働者安全センター

関西労働者安全センター  
2008.7.10発行〈通巻第381号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 過重労働によるヘルペス脳炎  
第1回口頭弁論開かれる ..... 2
- 大阪府教育委員会 吹付け石綿分析報告書に重大疑惑 ..... 7
- アスベスト報道ダイジェスト 2008年6月 ..... 10
- クボタショックから3年  
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その3 ..... 12
- 韓国からのニュース ..... 15
- 前線から (ニュース) ..... 16  
ニチアス中皮腫周辺被害で交渉再開 岐阜羽島  
竜田工業中皮腫被害 秘密条項なしを要求 奈良斑鳩

# 過重労働によるヘルペス脳炎 第1回口頭弁論開かれる

## 度を越した過重労働だが 脳心臓疾患でない?から不支給

「先日、会社の元同僚の方々が家を訪ねてくれました。会社に残っていた主人の私物を持って来てくださったのです。

その中には、主人が最後に出社した日に使った暖房器具がありました。自分の机の間に置けるホットカーペットや暖かいスリッパとマフラーや手袋等でした。体の調子を崩していた主人は、そんな物を持ち込んでも仕事をしようと思いました。それを見て、職場の同僚たちが「今日はもう帰るように」と何度も言い、無理やり帰してくださったのだそうです。しかし、もう二度と出社することはありませんでした。」

7月16日に大阪地方裁判所で開かれた、労災保険の業務上外を争う行政訴訟の第1回口頭弁論で、原告が陳述した一節である。

広島県福山市に住む平井郁典さん（当時39歳）は、大阪市中央区にある精密洗浄装置の受注生産を業とする会社に勤務、設計技術者として働いていたが、取引先への出張を繰り返すなど生活時間のほとんどが仕事という過重労働の毎日だった。

労働基準監督署が把握した時間外労働時

間は、発症直前の1か月で109時間30分で、それ以降1か月ごとに遡ると76時間、104時間、85時間、102時間30分、93時間、124時間となる。出張は、直前1か月の所定労働日数21日のうち14日、以下23日のうち13日、21日のうち14日、19日のうち16日、23日のうち12日、20日のうち8日。たとえば発症直前だった11月25日から29日までの5日間は自宅へ帰ることもなく、居住地の広島県福山市から大阪、名古屋、熊本、名古屋と飛び回り、総移動距離はなんと3188.6キロメートルに達する。

当然、疲労は極に達し、体の変調を来た。平成14年12月1日に発熱、3日間高熱をおして出勤した後に近くの内科医院を受診したが、その後も高熱が続き、8日朝になってけいれん発作を起こし入院した。その後も発作が持続し、病名はヘルペス脳炎と診断された。その後も脳炎後症候性てんかんによるけいれん発作が持続し、手術を受けたが重度の記憶力障害等が残り、二度と職場に戻ることはなく、今年3月に入院先の病院で心筋梗塞のため死亡した。

所轄の家族は所轄の大阪中央労働基準監督署に労災保険の給付を請求、しかし度を越した過重労働であることは認定したものの、脳心臓疾患のような認定基準がある病気ではないことから不支給処分を受けるこ

ととなった。

## 免疫力低下と発症率の 数字が読めない誤った行政通達

今回の行政訴訟提起は、明らかな過重労働のもとに発症した病気について、その医学的な因果関係についてどのように判断すべきかという問題である。たしかに脳心臓疾患については、平成13年の新認定基準により「疲労の蓄積」という考え方を取り入れたことにより、連続した長時間労働による発症について業務起因性を認める範囲が広がった。それまでたびたび裁判所によって指摘されてきた、社会的な合意にくらべて認定基準が狭すぎることに対応した改正だったといえる。

しかし、平井さんの身体におきた変調は、もともとが感染症由来のヘルペス脳炎というもので、発症例数自体が日本で年間200例という希少な病気であった。

過去にこの病気について労災保険の請求が行われた事例はあり、その際厚生労働省が平成15年9月に出した行政通達は後掲のとおりである。

その公式見解はつまるところ、ヘルペスウイルスは多くの成人が潜伏感染しているが、脳炎の発症はわずかであること、過労・ストレスが炎症を再燃させるといわれるが脳炎の原因となる医学根拠がないこと、免疫力低下が著しいエイズ患者でさえヘルペス脳炎発症は約6%と極めて少なく免疫力低下が要因とすることはできないというものである。

ところがこの見解は、平井さんの労災請求にあたり労働基準監督署段階で意見を求められた局医の意見書で、明確に批判されている。

「しかし、一般成人におけるHSE（ヘルペス脳炎）発症率は人口10万人について年間0.4から0.6人と言われており、エイズ患者についてはHSEの有病率を10万人当りに換算すると6,000人ということになる。

有病率と年間発生率をそのまま比較することはできないが、エイズ患者の場合是一般成人と比較して数千倍の頻度でHSEが発症していることが示唆され、決して発症率が低いとは言えない。

免疫学的な推論ではある要因と疾病の発症との関係を論ずる場合は、単にその疾病の発生数の絶対値の大小が問題になるのではなく、問題とする要因の存在の如何によって発症率がどのように変化するかを問題にするべきであることを考えると、エイズ患者におけるHSE発症率はきわめて高いと考えるべきであり、免疫力低下とHSE発症との間には明らかに関係があることが推察される。」

また、行政通達と同じ時期に東京地方裁判所が下した行政訴訟の判決も、この局医意見と同趣旨の判断を示し、エイズのデータが免疫力低下と発症との因果関係を示していることを認めている（この裁判では、過重労働の存在そのものを否定して原告敗訴。）。

5年間手をつけなかった机  
必ず業務起因性を明らかに

この裁判は、病気の発症例数が少ないことをもって業務との関係は不明とし、関係を示す数少ないデータについても、すでに法廷で指摘されている誤った見方を改めようとする厚生労働省の姿勢を正すものといえる。発症件数が多い脳心臓疾患について「疲労の蓄積」を認める論理は、症例が少ないから使えないとする考え方は、普通の市民の立場からは全く理解しがたい。

本来、原告となるはずであった平井さんは長い闘病生活のうちに亡くなり、遺族である妻が今原告として引き継ぐ。元同僚たちは、平井さんが倒れたあとも職場の机と私物には5年間手をつけず復帰を待ち続けた。過重労働による健康障害を業務上災害と認める新たな取り組みが今また開始されたところである。

今後、法廷の進行状況について、逐次報告していきたい。

基労補発第 0925002 号

平成 15 年 9 月 25 日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長殿  
厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

ヘルペス脳炎に係る事案の業務上外について

標記について、岐阜労働局労働基準部労災補償課長から別紙 1 のとおり照会があり、別紙 2 のとおり回答したので了知されたい。

(別紙 1)

事務連絡

平成 15 年 9 月 8 日

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長殿

岐阜労働局労働基準部  
労災補償課長  
(公印省略)

ヘルペス脳炎に係る事案の業務上外について (照会)

当局管内の〇〇労働基準監督署において、業務による疲労の蓄積により「ヘルペス脳炎」を発症し、障害が残存したとして障害補償給付の請求がなされた事案について、下記により取り扱ってよろしいか、照会いたします。

記

1 事案の概要

請求人 〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)  
疾患名 ヘルペス脳炎  
発病年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
後  
請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 発症の状況

請求人は、平成〇〇年〇〇月から現場所長として建設工事に従事していたものであるが、風邪気味の状態で過重な業務に従事していたところ、疲労が蓄積し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、ヘルペス脳炎を発症したものである。その後、平成〇〇年〇〇月〇〇日に症状固定と診断されたため、残存した高次脳機能障害について障害補償給付の請求に及んだものである (詳細は別添のとおり)。

3 本事案に係る業務上外の判断について  
ヘルペス脳炎について、業務とヘルペスウイルス感染との因果関係について検封すると、一般成人のほとんどに単純ヘルペスウイルスが潜伏感染しているものであり、請求人の業務にヘルペスウイルス感染の危険があったものとは認められない。また、業務による疲労・ストレスの蓄積とヘルペス脳炎との間に相当因果関係があるとは認められない。よって、本件ヘルペス脳炎については業務上の疾病とは認められず、当該疾病の残存障害である高次脳機能障害については不支給処分としてよしいか。

(別添 略)

(別紙2)

基労補発第0925001号

平成15年9月25日

岐阜労働局労働基準部

労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

ヘルペス脳炎に係る事案の業務上外について (回答)

平成15年9月8日付け事務連絡をもって照会のありました標記について、貴見のとおり取り扱われたい。

なお、ヘルペス脳炎と業務との関係については、現在の医学的知見に基づけば別添のとおり整理されるものであるので参考とされたい。

(別添)

ヘルペス脳炎と業務との関係について

### 1 ヘルペス脳炎の病態等

成人のヘルペス脳炎は、通常、単純ヘルペスウイルス1型による感染の結果として起こり、単発性に発生し、側頭葉・大脳辺縁系が好発部位で出血壊死傾向が強い。

単純ヘルペスウイルスには、1型(HSV1)と2型(HSV2)があり、成人の脳炎は1型により発病することが多く、2型によるものはまれであるとされている。また2型によるものは良性の脊髄炎・髄膜炎の型をとるとされ、症状も異なるので、以下単純ヘルペスウイルス1型によるヘルペス脳炎について詳述する。

単純ヘルペスウイルスは、自然界に広く分布し、人・サルを中心とした哺乳類のほとんどに見出されている。このような事情により、一般成人の60～90%は単純ヘルペスウイルスの保有者であり、ウイルスが潜伏している場所は通常三叉神経節であるとされている。

初感染は90%以上が不顕性に経過する。体内に潜伏(潜伏感染・無症状感染)したウイルスは、発熱・紫外線・ストレス・疲労等の誘因により再発(再燃)型の発症を示す。代表的な病像は歯肉口内炎で、口腔粘膜の至るところに疼痛を伴う2～3mmの浅い潰瘍を形成する。ヘルペス脳炎は、まれな病型で、我が国の発症者数は、年間200～300名程度とされている。

ヘルペス脳炎の発症機序(発生病理)は、ほとんど明らかになっておらず、単純ヘルペスウイルスが三叉神経節から神経系を介して脳に到達するということが推測されているが、裏付けとなる所見はほとんど得られていない。

ヘルペス脳炎の症状は、急性脳炎の症状をきたす者、亜急性の経過をとる者と様々であるが、頭痛・発熱・せん妄・幻視・異常行動・記憶障害等が認められる。全死亡率は30～70%程度とされており、生存者にも著

明な記憶障害等の重篤な後遺症を残すことが多い。ヘルペス脳炎の診断は、髄液の抗HSV1抗体の上昇（4倍以上）を確認し、脳波異常、CTスキャンにおける側頭葉、大脳辺縁系の病変等を確認することにより行われる。

## 2 ヘルペス脳炎の発症要因に関する知見

前述の通り、一般成人の60～90%は単純ヘルペスウィルスの保菌者（潜伏感染保有者）であるとされており、ウィルスが何らかの経路に沿って脳に到達し、ヘルペス脳炎を発症するものとされている。疱疹（小水疱が集合した炎症性疾患）等、皮膚・粘膜系のヘルペスについては、発熱・紫外線・ストレス・疲労・月経等がその発症要因としてあげられているが、ヘルペス脳炎については、そのほとんどの症例において発症要因が不明である。大多数の例で他疾患や免疫不全を伴わない健常人に発生していることから、皮膚・粘膜系のヘルペスにおける発症要因がそのまま当てはまるかどうかについては、不明である。

アメリカのエイズ患者調査においてもヘルペス脳炎の発症例は少ないと報告されている（1979～1984年の128例中8例。これは、免疫力低下の著しいエイズにおいてさえ、ヘルペス脳炎を発症するものはまれであることを裏付けており、従って、免疫力の低下がヘルペス脳炎発症の要因となるものであるかどうかは不明である。

また、前述の通り、一般成人の60～90%が単純ヘルペスウィルスの保菌者（潜伏感染・無症状感染者）である一方、ヘルペス脳炎の発症者は年間200～300名程度と発症率が極めて低い。

国内外の過去15年間のヘルペス脳炎に関する報告を検索しても、ストレス・過労から免疫力低下に至り、ヘルペス脳炎を発症し

たとする報告はないとされている。すなわち、業務に起因するストレス・過労による免疫力低下により、これらが発症したものであると判断する根拠は得られていない。

## 3 業務とヘルペス脳炎との因果関係の考え方

前記1・2のとおり、一般成人のほとんどに単純ヘルペスウィルスが潜伏感染しているものであり、業務により単純ヘルペスウィルス感染を起こすものではないこと。また、単純ヘルペスウィルスが脳へ進入し、脳炎を発症するという発症機序についても、その経路及び発症の要因・誘因は全く不明とされており、業務が発症に関与するものであるとの医学的知見は得られていないこと。

さらに、長時間労働による過労・ストレスの蓄積・身体状態とヘルペス脳炎の発症との関連については、前記1・2の通り、①単純ヘルペスウィルスは一般成人の60～90%に潜伏感染しているのに対し、ヘルペス脳炎の発症は年間200～300人程度と少ないこと、②過労・ストレスがヘルペス脳炎発症の要因となっていたとする医学的根拠は全く得られていないこと、③免疫力低下の著しいエイズにおいてさえ、ヘルペス脳炎を発症するものは約6%で極めて少ないとの調査結果があり、免疫力の低下をヘルペス脳炎発症の要因とすることはできないこと等から、過労・ストレス・免疫力低下によりヘルペス脳炎を発症するものとは考えられない。

以上のことから、現在の医学的知見においては、業務とヘルペス脳炎との間の因果関係を肯定する要素は認められないものである。

# 大阪府教育委員会 吹き付け石綿分析報告書に 重大疑惑

大阪府教委が所管する学校の吹き付け材について、石綿の有無と含有率の分析を委託した報告書の多くに明かな不備（ごまかし？）があることがわかった。

従来の石綿分析はクリソタイル（白）、アモサイト（茶）、クロシドライト（青）の3種類について、X線回折法と分散染色法で石綿の有無と含有率が調査されてきた。分散染色法では3種類について別々の試薬に浸したものを位相差顕微鏡で見ても判定し、報告書には種類ごとに分析結果と顕微鏡が添付される。

ところが、府教委が検査委託した「日本環境分析センター」提出の分析結果報告書においては、分散染色結果については白石綿の結果記載しかなく、白石綿の場合の顕微鏡写真だけ添付されているものが多数あるのである。該当は150校以上にのぼる。

その場合、白石綿以外の分散染色分析をしていないのではないかと考えるのが普通だろう。

安全センターの指摘に対して府教委は「分析業者によると3種類とも不検出の場合は、白石綿の結果と写真のみを記載、掲載しているとのことで、府教委としては問題とは考えていない」と開き直りともとれる姿

勢を示している。

安全センターでは日本環境分析センターのこうした内容の報告書には信頼性に大きな疑問があることから再調査を求めているところだ。

## 新たな3種分析と合わせて

これまで日本国内では使用されていないとされ分析対象となっていなかった、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの3種類（いずれも角閃石系石綿で、白石綿よりも毒性が強いとされる）を含有しているものが存在していることが判明したために、これまでの調査で石綿を含有していないとして何らの処置をしていなかった吹き付け箇所についての再調査が行なわれる動きが出てきた。

府教委でも新たな3種類の分析をすることになったため、上記の疑義のある報告書の対象校については従来の3種類の検査も同時に行うことを府教委に求めたが拒否されている。

ところで、安衛法施行令、石綿則の一部が改正され2006年9月1日から規制対象石綿含有率（重量比）が1%から0.1%となった。

(図1)

平成20年6月2日

大阪府教育委員会 殿

日本環境分析センター株式会社  
大阪府摂津市千里丘 2-3  
電話 06 (6788-9) 6660  
計量証明事業登録第10268号  
作業環境測定機関労働基準局登録 27-74  
建築物飲料水水質検査登録 12 水 1-1  
建築物空気環境測定機関登録 17 空 3-17

## 建材製品中のアスベスト含有率分析について

平成17年度から平成19年5月まで、大阪府教育委員会事務局施設課様から委託された、石綿含有率調査は、基発第188号(平成8年)及びJIS A 1481号(平成18年)に基づいた方法で行っております。

上記方法にある、位相差顕微鏡を使用した分散染色分析方法による定性分析では、提出された検体の全てにおいて、屈折率  $n_D^{25^\circ} = 1.550$  (クリソイル)、1.680(アモイト)、1.700(クロドライト)の浸液について分析を行い、その結果、石綿繊維(クリソイル・アモイト・クロドライト)が確認されなかった場合、分析結果を「不検出」、位相差顕微鏡の分散染色及び位相差顕微鏡観察の屈折率を「1.550:クリソイル(代表的な浸液)」と表記し、また写真についても代表的な浸液(1.550(クリソイル))の写真のみを添付しております。

以上のことから、代表的な浸液のみを報告書に載せておりますが、上記にもありますように3種類の石綿繊維(クリソイル・アモイト・クロドライト)について適正に分析を行っております。

これに対応して建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度で測る方法としてJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」(以下、新JIS法)が2006年3月25日に制定された。厚労省は2006年8月21日付で「建材中の石綿含有率の分析方法について」と題する通達を出した(基発第0821002号)。

今問題になっている府教委の分析報告書は、2007年秋以降に業者に委託され提出さ

れたものであるため、新JIS法以前、つまり「1%基準」の分析方法に基づいて行われたものなので、当時「石綿を含有していない」と判定されていたとしても、改めて新JIS法による分析をして0.1%を超えないことを確認しないといけないことになる。

ところが、基発第0821002号では、今後は新JIS法で分析するように指示されるとともに、従来の分析方法における『分散染色法』でいずれの種類の石綿も検出さ



(図2)

〇アスベスト対策事業アンケート集計結果について

①これまでのアスベスト含有分析調査報告書にアスベストの種類ごとに顕微鏡写真が添付されているか。

項目	回答数	添付していない理由	部局名
添付している	20		
一部添付していない	1	・3種類について確認調査しているが、不検出の場合はクリソタイトの確認写真（屈折率1.550）のみ添付。 ・含有している場合は、含有を確認できる写真を添付。（ただし2種類以上含有していた場合は、1種類の写真を添付。）	教育委員会
添付していない	0		
計	21		

れなかった場合は石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができる』とされた。

つまり、従来の方法の分析結果において、分散染色法の結果がいずれの石綿も検出しないということであれば、白・茶・青石綿については、再分析しなくてもいいということになるのである。

問題となっている報告書では、分散染色法の結果が白石綿しか記載されていないのであるから、他の石綿の分散染色結果が不検出であったとは言えない、つまり、基発第0821002号に従えば、再分析を行う必要がある。

この点を指摘しても、府教委は「問題はない」と言い張るだけだ。

府教委は我々の指摘ののち、業者から文書を提出させ我々に示したが、「ちゃんと分析しています」というだけで何ら証拠はな

2008年7月20日  
読売新聞

大阪市中央区)は、別の業者での再調査を府教委に申し入れており、片岡明彦・事務局次長は「3種すべてをきちんと調査したかどうか疑われても仕方がない」と指摘。府教委は「調査は適切に行われた」としている。

**アスベスト 府教委 報告書に不備**

2005年「検出なし」は結果・写真不掲載も

府教委が2005年に府立高校など約180施設で行ったアスベスト(石綿)調査の報告書に不備があることがわかった。府の他部署の報告書は、アスベストの検出の有無にかかわらず、結果と調査を行った証

明として顕微鏡写真を掲載しているが、府教委の報告書ではアスベストの種類によっては検出しなかった場合、結果も写真も掲載して

から考えれば適切ではなかった」としている。

府教委によると、調査は同8~11月に実施。各施設で「クリソタイト」「アモサイト」「クロシドライト」の3種のアスベストの有無を、分析会社に依頼し顕微鏡などで調べた。府教委は分析会社との協議で、「クリソタイト」については結果

と写真の掲載を求めたが、調査期間を短縮するため残る2種は検出された場合のみで良いと伝えたという。このため、同11月に完成した報告書には、2種が検出されなかった場合、結果や写真は掲載されなかった。アスベスト関連疾患の患者や遺族らを支援する「関西労働者安全センター」(大

く無意味なものであることは明かである。

## 府教委だけの異常事態

府の吹き付けアスベスト対策の事務局は公共建築室が担当している。府教委との交渉時に同席した公共建築室に府の他部局ではこうしたおかしな内容の報告書があるのかどうかの調査をお願いしたところ、府教委だけの異常事態であることが判明した。

「2種類以上含有していた場合は、1種類の写真を添付」というのもおかしな取扱いだといえる。

吹き付けアスベスト問題は様々な意味で重要である。

吹き付け工事や除去工事で多くの被害者が発生しているだけではなく、吹き付けのある建物内での作業における被害事例、労災認定事例も報告される状況になっている。

吹き付け工事、吹き付け除去等対策工事にかかわるデータベース、情報公開が今後の大きな課題であるが、安全センターでは、今回の府教委問題も契機にしながら吹き付けアスベスト、石綿分析をめぐる問題への取り組みを進めていきたいと考えている。(事務局)

# アスベスト報道ダイジェスト 2008年6月

6/2 三菱重工業長崎造船所で、アスベストの関連病になった労災事案の認定者数が、少なくとも82人と分かった。82人は04年度以前の5人を含む2月末時点の累積で、下請け会社を含まない。

6/3 自民、公明両党と、民主党は午前、それぞれ衆院と参院に提出していた石綿健康被害救済法改正案について、改正案を取り下げたうえで、衆院環境委員会に委員長提案で3党共同の改正案を提出、全会一致で可決した。週内にも衆院を通過し、今国会で成立する見通し。

6/4 環境省の有識者検討会で報告された06年度認定者に対するアンケート調査結果で、石綿健康被害救済法の救済対象として認定を受けた被害者の4割が、どこで石綿に曝露したか特定できないことがわかった。5割は職場で曝露した可能性がある。場所では、尼崎市が183人と突出、大阪市113人、横浜市55人、神戸市44人など。6地域の健康リスク調査でも、曝露不明の804人中145人で胸膜ブランク、43人に石綿肺の疑い。

横浜市鶴見区の石綿病変問題で、環境省の検討会で公表された「健康リスク調査」結果によると、胸膜肥厚斑の住民は44人で、うち12人は環境暴露とみられることが分かった。旧朝日石綿横浜工場の周辺300M以内に集中していた。

大阪府内では、調査のあった泉南地域と河内長野市で、石綿関連の仕事などに就いていなかった20人から胸膜肥厚斑が見つかった。うち河内長野市の住民が5人を占めた。同調査で胸膜肥厚斑が見つかった住民は累計で23人。調査に協力した438人のうち、石綿関連所見が見つかったのは全体の70.5%に当たる309人。うち102人は石

綿といつ、どこで曝露したか不明。102人全員の自宅周辺に石綿を取り扱っている施設があった。

二チアス王寺工場と竜田工業周辺で石綿関連の健康被害が発生している問題で、救済の対象外の工場から400Mを越える地点で、胸膜肥厚斑が少なくとも6人に確認された。所見があった297人中140人は本人と家族の職歴や工場への立ち入り歴がなかった。うち37人に胸膜肥厚斑、女性2人は肺がんだった。

札幌ロイヤルホテルのボイラー室などで約40年間働いた男性が中皮腫で死亡したのは職場の対策が不十分だったためとして、遺族が運営会社「札幌国際観光」に損害賠償を求めた訴訟の控訴審が、札幌高裁で結審した。判決は8月29日。

6/10 石綿による健康被害問題で、奈良県は二チアス王寺工場と竜田工業が周辺被害者の救済対象としている「半径400M以内」の範囲外にも、胸膜ブランクの患者が10人いるとする調査結果を明らかにした。県は今日4日、石綿の排出基準が強化された平成元年までに県内に居住し、被害の恐れがある人を対象にした健康リスク調査の結果を公表。石綿関連企業と直接関係がないのに胸膜ブランクがある人は37人だった。県は10日、県庁で患者と家族の会のメンバーに対し、調査内容の詳細を報告。37人の居住地について両工場からの距離ごとに分類し直した。

大田区大森南地区で住民に石綿の健康被害が確認された問題で、区が実施した健康診断の報告書が公表された。「一般環境を経由した石綿暴露の可能性は否定できない」としながら、「原因企業は特定できない」としている。

6/11 救済対象を拡大した改正石綿健康被害救済法が参院本会議で可決、成立した。年内の施行を目指す。

6/12 労働保険審査会は、電気工事の仕事をしていて石綿じん肺になったとして、東京都板橋区の電気工の再審査請求で労災を認めた。電気工は事業主の期間が長かったが、審査会の裁決は通達には触れず初めて労働者時代の石綿暴露から認定。

石綿の健康被害をめぐる、厚生労働省は05-06年度に石綿による労災認定などを受けた従業員がいた160事業場を追加公表した。認定者は計710人で、うち労災認定が466人。時効を過ぎた遺族を救う石綿健康被害救済法の対象者が244人だった。疾病の内訳は、肺がんが361人、中皮腫が339人、石綿肺が10人。業種別では、「窯業・土石製品製造」が39事業場と最多。認定者数では、造船関連が36事業場で222人と最多。企業別の累計認定者では、三菱重工が130人、ニチアス120人、クボタ96人、IH181人。

厚生労働省のまとめによると、石綿による疾患で07年度に労災認定を受けた人は995人。申請したのは1129人。労災認定されたうち肺がんは501人、中皮腫は494人だった。石綿健康被害救済法の特別遺族給付金は94人にとどまった。

ニチアス羽島工場周辺で石綿曝露歴がない住民から胸膜肥厚斑が見つかった地点が、工場から500M以上離れた場所でも5カ所あることが、羽島市の調査で分かった。ニチアスの補償の規定では、対象は工場から半径400M以内。

6/16 石綿疾患で死亡したニチアス羽島工場周辺の住民の遺族への救済金支払いについて、交渉の経緯などを秘密にするようニチアス側が求めたため中断していた遺族らとの交渉が、再開した。だが、ニチアス側が秘密条項を盛り込むよう再び求めたため、この日の交渉は進展しなかった。

6/20 総務省は庁舎、警察署、消防署など自治体施設のアスベスト使用状況の結果を公表、20万6785カ所のうち、4カ所で飛散の恐れがあるにもかかわらず、3月末時点で除去や立ち入り禁止などの対策をとっていなかった。

6/22 クボタ旧神崎工場周辺の石綿被害で、工場から半径1.5-2キロの範囲に住んでいた6人が中皮腫を発症し、うち5人が死亡していた。クボタは工場から1.5キロ以内の患者や遺族に救済金を支給しているが、患者支援団体は救済対象を拡大をするよう求めている。

6/23 奈良県立医大の車谷典男教授らが、石綿製水道管を作っていたクボタ旧神崎工場周辺の中皮腫や気象状況調査などから、中皮腫死亡リスクがある範囲は工場から最長2.2キロと割り出した論文を米胸部疾患学会誌(AJRCCM)オンライン版で発表した。仕事で石綿を扱わず95-06年末に中皮腫で死亡した人で、同工場で青石綿が使われた1957-75年に1年以上生活歴がある73人を調べた。当時の石綿濃度は不明だが、付近で気象観測がされており、これらを基に大気汚染の拡散計算式に当てはめてシミュレーションしたところ、石綿の濃度が相対的に高いエリアが工場から南南西寄り

に広がることが分かった。このエリアの南南西の端は工場から最大2.2キロにあたった。

クボタ旧神崎工場周辺の石綿被害で、工場周辺で中皮腫などで死亡した人の数が154人となり、クボタ元従業員の死者の134人を上回った。今年6月15日現在で178人が救済金の支払いを申請、うち死者154人、療養中24人となっている。

6/25 横須賀市にあった住友重機械工業浦賀造船所などで勤務した下請け会社の元従業員の遺族計6人が、総額約2億円の賠償を求める第3次訴訟を7月11日、横浜地裁横須賀支部に起こす。支援するNPO「じん肺アスベスト被災者救済基金」と弁護士が明らかにした。住友重機械のじん肺被害をめぐる二次訴訟まで争われたが、下請けの元従業員の提訴は初めて。造船会社の下請け会社の元従業員が、石綿被害の賠償を求めて集団で訴訟するのは全国初。

6/27 奈良県は石綿のうち、国内では未使用とされてきたトレモライトなど3種について、県立高校など県有87施設で使用状況の調査を進める方針を固めた。使用が確認された施設では除去などの対策を講じる。また、県は7月1日~8月29日、県内でのアスベストの健康リスク調査の受診者を募集する。環境省の委託調査で、今年度で2年目の実施。結果は国の石綿対策見直しの基礎資料となる。

6/28 クボタ旧神崎工場周辺でアスベストによる住民の健康被害が発覚してから3年となるのを前に、尼崎市内で、「アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が開かれた。石綿被害者ら200人が参加した。

6/29 石綿の関連がんなどにかかり労災として認められた旧国鉄職員が155人にのぼり、うち107人が亡くなっていることが鉄道・運輸機構の資料で分かった。3年前では2人しか認定されておらず、75倍以上に増え、企業体別の石綿労災の被害者数としては、国内最多とみられる。

6/30 石綿で健康被害を受けた神奈川県建設労働者40人(14人死亡)と遺族の計43人が、国と建材メーカー46社に感謝料など計15億4000万円の損害賠償を求めて横浜地裁に提訴した。

建築基準法で定める新築時の基準の約160倍の石綿が東京都千代田区内の機械式立体駐車場を検出された。鉄骨の耐火被膜などで採取した検体総重量の16%に、クリソタイルが含まれていた。ほか14基の駐車場でも基準以上の石綿が検出されており、区は同法に基づき、所有者に飛散防止策を指導する方針。また区は主な立体駐車場管理会社5社に調査を依頼。結果、2社の計409基中15基で基準の10倍以上の石綿が検出されたが、残る3社は「調査していない」としている。

公害健康被害補償不服審査会は、中皮腫で死亡したが生存中に申請せず、石綿健康被害救済法の救済を受けられなかった大阪府の女性の裁決でに当たり「改正法施行を待ち再請求を望む」と異例の付言をした。その上で「現行法の要件を満たしていない」とし、訴えは棄却する裁決をした。審査会によると、裁決への付言は初めて。

# 「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来—— その3

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
古川 和子

「クボタショックから3年、アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が6月28日に地元尼崎市内で200名を超える多くの方の参加を得て行われた。

集会では昨年に引き続きクボタショックの被害の大きさを確認し、今後の課題への取り組みなどが提起された。その様な中、昨年と大きく違った出来事は「最初の証言者」が1人になってしまった事だった。3年前の6月30日には早川義一さん・前田恵子さん・土井雅子さんが並んで記者会見した。しかし今年には既にその3人の中で2人の方が亡くなってしまった。

この様に、中皮腫という病気は大変悪性度が高くて怖い病気だ。私はこれまで多くの患者さんと接してきた。と同時にその苦しさも目の当たりにしてきた。患者本人の苦しみは当然ながらそれを支える家族の苦悩も並大抵ではない。家庭破壊さえ招きかねない状況も多くあり、患者も家族も共に悲惨な犠牲者なのだ。

この集会の当日もある患者の妻から「残っている肺への転移が見つかりました」と告げられた。その瞬間私は奈落の底に突き落とされるような重苦しい気持ちになったが、「夫はどうなるのでしょうか」と訴えて

いる奥さまの目の光に「きっと効果的な治療が見つかります」と答えるのがやっとだった。

藁にもすがる想い・・・とは、このような事だろうか。

きっと土井雅子さんも藁にもすがる想いで闘病を続けていたに違いない。



クボタショックから3年尼崎集会2008年6月28日

## 不安が現実

クボタショック2周年の集いで語りかけた土井雅子さんの姿をみて、私は何故か不自然さを感じていた。いつもの彼女はそのスリムな体に合わせてタイトな服装が多かったのに、その日は何故かフワッとした服装だったからだ。そして心なしかお腹に手をやる姿を目にし

た時に「少し太ったのかな？」と感じた。しかし私の不安をよそに、土井さんの笑顔に接して、これまでの彼女を知る誰もが「元気になって良かった」と喜んでいた。

しかし現実には皆の期待を裏切る厳しいものだった。2005年10月に左肺全摘の手術を受け、その後抗がん剤治療を続けてきたにもかかわらず右肺へ転移していた。当時の電話で「転移しているんです」と語った土井さんの不安そうな言葉が、今でも耳に残っている。転移がわかったのは、2007年の初めだと記憶している。そして集会の時には、既に転移が広がり腹水が溜まっていた事は後で聞いた。8月のある日、兵庫医大に入院している彼女のもとにお見舞いに訪れた。土井さんの細い体に不釣り合いなお腹は、まるで妊婦さんのようだった。「下着がずり落ちてきます」と笑った彼女に「じゃあ、いっ



野崎朋未さん（左）と土井雅子さん

そのことお腹まで隠れる大きなパンツにするか、小さなパンティならずり落ちないかもね」と答える私。ドッと笑いながら、その時はご主人も交えて長時間話をする事ができた。

土井さんの状況は常に野崎朋未さん（元ドキュメンタリー工房のディレクター）から連絡が入ってきたが、その時もそうだった。私は時々、土井さんとメールのやり取りなどをしていたが何故か「緊急事態」は常に野崎さんから連絡があった。野崎さんはアスベスト被害者の取材を通じて、私たちと共にクボタショックを掘り起こした人だ。その野崎さんが朝日放送系のドキュメンタリー工房を辞めた後も、常に土井さんと密接な連絡を取り合っていた事の意味合いは、土井さんが亡くなった時の野崎さんの話でお二人の結びつきが理解できたような気が

した。そしてその日も、野崎さんからの連絡で私は兵庫医大に駆けつけていたのだ。

### 笑顔で車内販売から「たこ焼き」まで

仕事が終わってから見舞いに訪れるという野崎さんを待ちながら、会話はご主人との出会いから始まり、昔の思い出話に花が咲いた。ご夫妻は「職場結婚」だった。ご主人は新幹線車内でコックさんを、そして彼女はワゴンの販売業務を行っていた。その当時から彼女はとっても働き者だったという。当時は始発駅から終着駅までの間に3往復の販売業務が普通だったが、彼女は6往復もした。車内通路を歩いて顔を見ていると「あ、この人はお茶だ」「この人はアイスクリームだ」等と客が何を望んでいるか解ったそう。その様な時に「お茶は如何ですか？」と声をかけると殆ど購入してくれたという。そしてそれは、きっと彼女の笑顔の魅力もあったのではないかと私は思う。調理経験のある夫と商売が好きな妻は、後に「たこ焼き」を始めた。最初は伊丹駅前スーパーの中で開店した。そしてその後他の場所で店舗を構えた。たこ焼きはその味も評判が良くて、面白いほど売れた。常連客の好みも覚えて個々に味加減を調整した。評判が評判を呼び「伊丹で一番美味しい」とまで言われるようになったそう。休みもなく、朝から夜まで働いた。たまの休みに友人と出かけるのが楽しみだった。楽しそうに思い出話をしている最中「もっと働きたかったのに、悔しいです・・・」と突然土井さんの目から涙があふれてきた。さすがの

私も、重苦しい沈黙の中でその空気を吹き飛ばす言葉は見つからなかった。

その様な悔しい気持ちを抱く土井さんに対して、当時の小池百合子環境大臣は尼崎を訪れた時に「今後お店に行きます！」と威勢よく声をかけた。実は、小池元環境大臣は選挙区が伊丹だった頃は土井さんのお店の近くに選挙事務所を構えていたそう。だからクボタショックが起こった時に「あ、たこ焼きのおばちゃんだ」と語っていた事を環境省の役人から聞いた。後に問題となった「飛び降りる発言」に対して「嘘つき」と私が怒り狂ったのはこの様な顛末があったからだ。あの時の「飛び降りる発言」が無いものならば土井さんへの「今後お店に行きます」という励まし発言も無かったことになる。それは「この大臣は人の心を弄んでいる」と感じた瞬間だったからだ。

### 運命の出会いからクボタショックまで

土井雅子さんとの出会いは偶然の出会いから始まったように報道されているが、私はある運命的なものを感じている。クボタショックは、先人たちが起こしたアスベスト禁止運動の流れの中で起こった事件であると私は信じている。いくら「この様な患者がいる。クボタの被害者かもしれない。」と訴えても我々被害者だけではどうする事も出来なかったからだ。ここで少し、土井雅子さんとの出会いからクボタショックが起こるまでの事を書いてみたい。(続く)

## 韓国からのニュース

### ■取締りから逃げようとして負傷は「労災」 ／釜山高裁「事業主の支配管理下での逃避 行為…業務上災害」

不法滞留中の移住労働者が、出入国管理事務所の取締りから逃げようとして負傷した場合、業務上災害という判決が出た。

釜山高等法院第2行政部は23日、業務中に事業主の指示を受けて不法滞留取締りを避けようとして墜落し、脳に重傷を負った中国同胞のチャン・某(22)氏が、勤労福祉公団を相手に提起した療養不承認処分取消訴訟の控訴審で、原審を破棄してチャン氏の手を挙げた。

チャン氏は2006年5月に慶南地域のある工場で作業している時、出入国管理事務所の不法滞留取締り班がやって来たため、これを避けるために2階の事務室の窓から逃げようとして墜落し、頭蓋骨骨折などの傷を負った。彼は損傷した脳の一部を取り出して陥没した部分に人工骨を入れる大手術を3度にわたって受けたが、言語と聴覚障害、左側の腕と足を使えない半身不随になった。

チャン氏は勤労福祉公団に労災の療養を認めるように要請したが拒否されたため訴訟を起こした。1審裁判所は「チャン氏が会社側の指示を受けて逃げたことは認めるが、取締りを避けて逃げたことと業務には関係がないため、業務上災害と認定できない」とした。しかし控訴審では「チャン氏の逃避行為は、事業主の支配管理下にあるとみることができるので、本件災害は業務上災害に当たる」として原審を破棄した。

裁判所は「チャン氏の逃避は、取締りにあえば個人が受けることになる様々な不利益を回避するためのものであるが、他の一方では、数回の募集広告でも内国人の労働者を雇用できなかった事業主が、安定的で持続的な事業を営むためにやむを得ずに逃避させたとみることができる」とした。

裁判所は更に「事業主は管理部長を通じて取締りを避けて逃げるように指示し、作業中だったチャン氏はこれに従って逃げようとして負傷したという点などを勘案する時、業務上災害とみるのが妥当である」と判決した。 2008-06-24 毎日労働ニュース

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円  
●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

# 前線か写

## ニチアス中皮腫周辺被害 で交渉再開

岐阜羽島

ニチアス羽島工場の近隣に居住し中皮腫で死亡した女性Sさんの問題についての補償交渉が、6月16日、羽島工場において、昨年8月7日以来久方ぶりに行われた。

Sさん側から安全センター片岡、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川和子氏、アスベストに関する地域住民の会の林三統氏が出席し、ニチアス側からは高谷工場長、濱田総務課長、横山環境対策室長、今中環境対策室次長（本社）が出席した

昨年8月7日は、それまでニチアス側が求めていたSさんの関係書類を概ね提出した上で交渉に臨んだところ、ニチアス側から秘密交渉を求める「合意書」なるものへの署名捺印を求められたことから交渉が行き詰まった。

ここにいう「乙」は当時のニチアス株式会社代表取締役川島吉一だ。

交渉の存在などすべてを秘密にすることを求めたもので、我々としては到底認められないし、必要でもないことから再検討を求めた。ニチアス側は「この文書に署名しなければ話を前に進めることができない」と説明した。

その後、数回にわたって電話でのやりとりがあったが、ニチアス側はあくまで秘密交渉合意書への署名を求めてきた。まさに秘密交渉の強要で異常としか思われなかった。

9月27日中日新聞がこの問題を大きく取り上げたため、直後に工場長から安全センターに電話がかかり、合意書問題を新聞に話したことを咎める旨の話があった。むしろ咎め立てされる

筋合いはなく、工場長とはできるだけ早く直接の話合いをもつことで一致し、工場長からの連絡を待つこととなった。

そうこうしているうちに10月にニチアスの耐火建材性能偽装事件が発覚、ワンマンと評判だった会長以下、社長、専務が辞めるといった事態となった。一向にニチアス側から連絡がないままとなっていたところ、ようやく羽島工場から交渉日程についての連絡あり、今回の話し合いとなった。

高谷工場長から「交渉の存在という項目以外については交渉の合意時には合意いただくというのが条件である」との表明があったが、我々としては「今はんこをつかなければ交渉をしないということと実質的に同じであり、秘密交渉の強要であり了解できない、再検討をいただきたい」と主張し、ニチアス側の持ち帰りとなった。

そのほか、①健診について一次健診にCTを導入すること、過去の一次健診異常なしの方に対して、CT健診の必要性を明記した健



## 合 意 書

故 [redacted] 氏の法定相続人（以下「甲ら」という。）、甲ら代理人の [redacted]、[redacted] 及び [redacted]（以下「乙ら」という。）及びニチアス株式会社（以下「丙」という。）は、故 [redacted] 氏が罹患した、石綿による健康被害の救済に関する法律による指定疾病の認定を受けた石綿に起因する疾病に関する交渉（以下「本件交渉」といいます。）を行うに先立ち、以下のとおり合意します。

甲ら及び乙らは、丙の事前の書面による同意がない限り、本件交渉の存在、状況及び内容並びに交渉過程において知り得たあらゆる情報等（最終的な合意の存否及び内容を含みます。）を、第三者に対して開示・漏洩しないことを合意します。

本合意の成立を証するため、本合意書3通を作成し、甲らの代表者の [redacted]、乙らの代表者の [redacted] 及び丙が各1通を保有する。

平成19年8月7日

診勧奨をおこなうこと。② 経過観察は所見のない方についても対象とすること。③公開説明会を行うこと。④周辺の石綿公害を認めること。などの点について縷々要請した。

また、交渉直前に発行された「日経エコロジー」2008年7月号の記事中に、次のようなニチアス幹部のコメントが掲載されていたため事実関係の説明などを要請した。

『「救済」は「ご近所付き合い」／裏返せば、国や企業にとって極めて都合の良い制度となっているのが現状だ。だからこそニチアスの富田雅行執行役員はこうそぶく。／「『救済』の元々の目的はご近所付き合い。いろいろご迷惑をかけ

ているのでというところがある」さらに、こう続ける。「アスベストはいろんなところにありますから、うちの工場で出たのか、ほかの影響かわからない。うちから影響がないとも言えないし、あったとも言えない。言い切れないけれどもご近所というのもあるから、全く知らないというのも難しいでしょうと、それで始めた」当事者とは思えない発言である。』（日経エコロジー2008.07「アスベスト対策の不備が何を引き起こしているのか②」井部正之より）

富田雅行は本社環境対策室長。石綿対策の責任者なので、このような被害者を馬鹿にした認識があるとすれば看過できないため、富

田氏から直接話を聞きたいと伝えた。

ニチアスがこれまで行ってきた被害者に対する秘密交渉強要はニチアスが石綿問題を社会化させないための基本戦略なのであって、誠に罪深い。ニチアス側は「患者や家族が秘密にしてくれというからそうしてきた」といった説明をよくするが、内実は、ニチアスによる秘密合意強要に他ならない。

7月31日が次回交渉予定。ニチアス側の出方が注目されるもののその秘密指向が改まる見通しは今のところないため交渉は難航が予想されている。

# 竜田工業中皮腫被害 秘密条項なしを要求

奈良・斑鳩

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部では、二チアス子会社竜田工業周辺居住歴があり中皮腫で死亡した女性のOさんの問題で補償交渉を継続している。

Oさんは昭和40年頃から昭和51年頃まで、竜田工業の南西約400メートル付近に居住し、日常生活上頻繁に竜田工業直近を往来していた。アスベスト関連の職歴はない主婦で、1999年に胸膜中皮腫を発症、2001年3月に75歳で亡くなりました。死亡時は大阪府下に在住。

クボタショック後の2005年10月に患者と家族の会に遺族から連絡があり、その後、竜田工業から見舞金が支払われた。

2006年5月竜田工業・二チアスが「救済金制度」を被害者への相談なく一方的に発表、以後、「救済金」をめぐる断続的な話し合いが行われてきた。

6月19日の交渉では、竜田工業から1800万円の提示を受ける一方、Oさんからは秘密条項はなしで合意し、すべて公開で行いたいと申し出た。

竜田工業は持ち帰って検討した結果としてやはり「救済金額は秘密にしてもらいたい」旨を7月24日の交渉で求めてきたため、合意に至らず継続交渉となった。Oさんは早期決着を求めており、竜田工業と親会社二チアスの被害者・遺族の意向を最大限尊重した解決姿勢が強く求められている。

7月24日は交渉に先立って奈良県庁で奈良支部とOさんで記者会見を行い、これまでの交渉経過を報告した。

アスベスト

## 「救済金額200万円」

竜田工業 被害遺族 秘密交渉を拒否、公開

耐火材メーカー・二チアス(本社・東京都港区)の子会社、竜田工業(奈良斑鳩町)が24日、既に受け取っている弔慰金を含め救済金額は2000万円

に」と要求されていたが、「秘密交渉が被害者を差別し、救済を妨げている」と公開した。長女は06年から同社

と交渉を続け、この日の交渉前に奈良県庁で記者会見をして明らかにした。この日も竜田工業側は交渉過程・救済金の金額について「公開できない」と長女に回答、最終妥結には至らなかった。竜田工業周辺で死亡した被害者の遺族のうち、同社と救済金制度で交渉が妥結したのは判明分

きた。

だけで2遺族。いずれも金額を公表しない条件で合意している。女性は石綿製造をしていた竜田工業から約400坪の場所に1965〜76年ごろ居住。01年3月、悪性胸膜中皮腫で75歳で死亡した。個別交渉では企業側は、交渉過程や金額の公表を再三要求して

関西労働者安全センターの片岡明彦事務局長は「今後も公開を求めていきたい」と話している。【泉谷由美子】

木野茂・立命館大共通教育推進機構教授(環境学)の話、被害者の弱みにつけ込む秘密交渉が通用していたとは驚きた。遺族が公表に踏み切ったことは、今後の被害者救済のため一歩前進と言える。

2008年7月25日 毎日新聞

# 6月の新聞記事から

- 6/1 川崎市の日本ユニカー川崎工業所のポリエチレン製造工場で、窒素ガスを配管に流し、200キロの圧力をかけたところ、配管が破裂し、作業員1人が死亡、もう1人は軽傷。
- 6/5 静岡県掛川市の興国インテック大浜工場で爆発があり、工場内にいた作業員12人が重軽傷を負った。うちの男女2人が重傷。同工場ではゴム製品を製造しており、製品を水蒸気で洗浄するため、専用の釜に圧力を加える作業の最中に突然釜が爆発、工場が大破した。  
福岡県古賀市は「市職員公務災害見舞金支給条例」を制定する。公務災害で死亡した職員の遺族に1000万円を限度に支給する。定例市議会に提案し、可決された場合、05年に自殺した男性職員が最初の対象者になる。この職員は04年4月、議会議務局から福祉関係部門に異動した翌年9月に命を絶った。
- 6/6 セイコーエプソン（諏訪市）の社員だった犬飼敏彦さんが膜下出血で急死したのは度重なる海外出張が原因だったとして、遺族が労災の不支給決定取り消しを求めた訴訟で、労災認定した2審の東京高裁判決が確定、松本労働基準監督署側は上告をしなかった。  
徳島市の廃品リサイクル会社「旭金属」の工場で、作業員21人が目の痛みを訴えた。全員、症状は軽い。工場で廃品の缶をつぶす作業で、缶に残っていた農薬が噴出したとみられる。
- 6/7 京都市動物園の猛獣舎内で、飼育員がアムールトラの雄に襲われ、頭部や首などを噛まれ死亡した。飼育員が清掃する時間帯に起きた。
- 6/9 磐田市の小学校教諭だった木村百合子さんが、採用半年後の04年9月に自殺したことを公務災害と認定することを求め、遺族が地方公務員災害補償基金静岡県支部を相手取って、今月末にも静岡地裁に提訴する。遺族は、問題のある児童を抱えた新人教諭に対する理解や支援不足で追い詰められたのが自殺の原因だとして、04年12月、同支部に公務災害の認定請求をしたが、06年8月に「自殺は個人の性格などが原因」と退けられた。支部審査会も請求を棄却したため、遺族らは現在本部審査会に再審査請求をしている。
- 6/10 大阪市城東区のマンション3階の部屋に、京都府警の捜査員14人が詐欺事件に絡んで捜索に入ったところ、浴室で硫化水素が発生し、室内にいた男性が死亡、捜査員9人と住人の女性、周辺住民の計12人が病院に運ばれたが、いずれも命に別条はない。  
香川県多度津町の常石造船カンパニー多度津工場でガス爆発があり、工場内の岸壁に係留中の自動車運搬船内で溶接作業をしていたペルー国籍の作業員が顔や腕などにやけどを負う重傷で病院に運ばれた。
- 6/12 名古屋市のマンション建設現場で、クレーンでつり上げていた鉄製の足場50枚が高さ10Mから落ち、真下で作業していた作業員2人を直撃。1人が死亡、1人が軽傷を負った。  
東京電力は福島第1原発で新たに17歳の男性作業員1人が働いていたと発表した。作業員は1月、同原発5号機の定期検査に伴う資材の運搬などを行った。定期検査を請け負った東芝の下請け会社が雇用、作業員が年齢を偽っていた。
- 6/13 静岡県沼津労働基準監督署は、自宅に仕事をもち帰り長時間残業を続けたキャノンの男性社員の自殺について、過重な業務で精神疾患を発症したのが原因として労災と認定した。男性はキャノンの富士裾野リサーチパークに研究職として勤務し、06年11月電車で飛び込み自殺した。パソコンから自宅での労働時間を確認した結果、同年8月末から10月下旬まで54日間休まずに働き、自殺前1カ月の残業は263時間に上った。
- 6/14 岩手県内陸南部で最大震度6強の岩手宮城内陸地震が発生。死者13人、行方不明者は10人、負傷者は5県で448人、家屋損壊は4県で135棟。宮城県栗原市の旅館「駒の湯温泉」で大規模な土砂崩れで従業員や宿泊客ら計7人が行方不明。
- 6/16 2007年度、兵庫労働局に寄せられたセクハラ被害の相談が400件を超え、前年度の約7倍に急増していたことが分かった。
- 6/19 堺市立登美丘中学校で、遊んでいた男子生徒らを注意した保健体育科の女性教諭が、生徒の閉めたドアに指を挟まれ、切断するだけをしていたことが分かった。
- 6/20 元暴力団幹部に射殺された伊藤一長前長崎市長に対し、地方公務員災害補償基金長崎県支部が「『市長』という立場で狙われたため、公務との因果関係が認められる」として、公務災害と認定していたことが分かった。
- 6/21 福助工業に勤めていた男性が95年12月に致死的不整脈で突然死したのは過重労働が原因として、東京地裁は4日、労災保険を不支給にした新居浜労働基準監督署を相手に取り消しを求めた両親の訴えを認め、決定を取り消した。審理の結果、勤務記録などから死亡する前の6カ月間、月平均80時間超の時間外労働があったと認定した。
- 6/23 千葉県犬吠埼灯台の東約350キロ沖の太平洋で、巻き網漁船第58寿和丸が転覆。船体は沈み、僚船が引き揚げた7人のうち4人が死亡、3人は無事で、13人が行方不明。  
全日本教職員組合が学校での「ハラスメント実態調査」をしたところ、約4割の教職員が、上司による言葉の暴力やセクハラなどの嫌がらせを受けた経験があると回答したことが分かった。
- 6/25 社内で開かれた飲み会に参加した後、帰宅途中で地下鉄の階段で転落死した男性会社員の遺族が労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は約5時間にわたる飲み会は業務といえないとして、労災を認めたと一審東京地裁判決を取り消し、遺族側の請求を退けた。
- 6/26 長野県高山村の民家物置の新築工事現場で、瓦の設置作業をしていた会社役員が資材運搬機と足場の間に挟まれて死亡した。リモコンで 작동する機能が付いた運搬機を使って屋根の上に資材を運ぶ作業中、誤って足場との間に挟まれたとみて調べている。
- 6/29 笛吹市で06年3月、県立山梨高定時制教諭、岩間友次さんが元教え子の男に刺殺された事件で、妻が求めた公務災害認定の再審査請求を、地方公務員災害補償基金の審査会が棄却していたことが分かった。裁決は5月26日付で、公務災害に当たらない理由として「卒業から約24年が経過した後の事件で、職務との密接な関連を認めることはできない」などを挙げている。